

【学生の皆さんへ】

『闇バイト』や

『悪徳商法・マルチ商法・マルチビジネス（連鎖販売取引）』

についての注意喚起

闇バイトや悪徳商法等（連鎖販売取引）による大学生の被害が全国的に多発しています。

「闇バイト」は犯罪実行者の募集です。また、消費者が不利益を受けるような商品、サービスを提供することを「悪徳商法（連鎖販売取引）」といいます。

自分は大丈夫と思っていても被害に遭うことがあります。万一、「被害に遭ったかも」「悪徳商法ではないか」と思った時は、一人で判断せず、家族や大学に早急に相談すると共に、警察や消費生活センターにも相談してください。

悪徳商法（連鎖販売取引）等に対する注意事項

- ・ 実態や仕組みがわからない場合は契約しない。
- ・ 友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱり断る。
- ・ 安易にクレジット等での高額決済や借金をしない。
- ・ 勧誘の際に、相手が重要なことを告げない、あるいは事実と違うようなことを告げることに注意する。
- ・ 「おいしい話だな」と思ったら十分警戒すること。
- ・ むやみにアンケートに応じない。特に住所・電話番号の記入は注意する。
- ・ 運転免許証やマイナンバーカードの提示には応じないこと。
- ・ その場で即決しないで、家族などに相談する。すぐに契約、署名、押印をしない。

悪徳商法等の被害に遭ってしまった場合の連絡先

- ・ 弘前市市民生活センター：弘前市駅前町 9-20 ヒロロ3階、電話 0172-34-3179
- ・ 青森市民消費生活センター：電話 017-722-2326
- ・ 消費者ホットライン：局番なし「188」